

議案第68号

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年9月5日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例（昭和50年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定員) 第2条 指導員の定員は、 <u>10人以内</u> とする。	(定員) 第2条 指導員の定員は、 <u>14人以内</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。